

⚠️ ご注意いただきたいこと

■手術共済金について

治療を直接の目的としないもの(例:生検・腹腔鏡検査など、診断または検査を目的とするもの)は、手術共済金をお支払いできません。
公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象とならないもの(例:レーザー屈折矯正手術(レーシック)など)は、手術共済金をお支払いできません。

公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち次の(ア)～(キ)に該当する手術は、手術共済金をお支払いできません。

(ア)創傷処理(イ)皮膚切開術(ウ)デブリードマン(エ)骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的関節授動術(オ)外耳道異物除去術(カ)鼻内異物摘出術(キ)抜歯手術

■先進医療共済金について

先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する療養を受けられた場合にお支払いします。なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。先進医療の最新情報および実施している医療機関については厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)をご確認ください。

■共済掛金払込免除制度について

災害による所定の第1級～第4級の後遺障害の状態、所定の感染症による第1級の後遺障害の状態または災害や所定の感染症による重度要介護状態となった場合には、以後の共済掛金はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

■口座振替掛金について

共済掛金の払込経路が口座振替扱いの共済契約または前納期間中の共済契約の場合には、お申込みいただく共済掛金に割安な「口座振替掛金」が適用されます。

■指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例)病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき
※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

■扱別について

告知書扱いです。

■割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しにできます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

■解約時の返れい金について

この共済には、解約時の返れい金はありません。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「JA共済フォルダー」へのご契約の登録をおすすめします。

ご契約内容を毎年お届けします!	JA窓口での住所・電話番号等の変更がスムーズになります!	JA共済宿泊保養施設のサービス・特典がご利用いただけます!
-----------------	------------------------------	-------------------------------

さらにJA共済ホームページの「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと

- インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更、各種ご案内書の閲覧ができるようになり、もっと便利になります。
- ご希望の方は、冊子での「ご契約のしおり・約款」の交付に代え、インターネット上でご覧いただくWeb約款をお選びいただけます。

JA共済の資料請求サイト



<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00～18:00(月～金曜日) 9:00～17:00(土曜日)

- ※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
- ※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
- ※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ひとの保障
ご加入いただける年齢
18歳～80歳

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい一生の医療保障



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢
18歳～80歳

ご契約例

加入年齢: **50歳**

主契約

- 入院共済金日額:5,000円
- 先進医療保障あり

特約

- 指定代理請求特約

共済掛金(2020年4月現在)

男性月払い **5,532円** 男性年払い **63,595円**
女性月払い **5,128円** 女性年払い **58,990円**

(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

ポイント

1 通院中の方、
病歴がある方も
**簡単な告知
でお申込み
いただけます。**

次の質問がすべて「いいえ」の場合にご加入いただけます。

- Q1** 現在、入院中ですか？または、今後、入院・手術の予定がありますか？
(医師により入院または手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
 - Q2** 過去2年以内に入院または手術をしたことがありますか？
 - Q3** 過去5年以内にがん・肉腫・白血病等の悪性新生物または脳腫瘍で治療・投薬を受けたこと、または、医師に診断されたことがありますか？
- *すべて「いいえ」の場合でも、ご職業、これまでの共済金の支払請求内容などによってご加入いただけない場合があります。

2 日帰り入院
から、手術、
放射線治療を
**一生涯保障
します。**

3 **持病
(既往症)の
悪化・再発も
しっかり
保障します。**

4 全額自己負担となる**先進医療の
技術料**を保障します。

*先進医療保障ありを選択した場合。

高額な重粒子線治療・陽子線治療の技術料を**JAが医療機関に直接お支払いします!**(先進医療共済金の医療機関直接払制度)
JA共済では、**重粒子線治療・陽子線治療の技術料を医療機関に直接お支払いする制度をご用意しています。**
がん・脳腫瘍によって**重粒子線治療・陽子線治療を受けられる際は事前にJAまでご相談ください。**
*当制度に対応する医療機関や、ご利用条件についての詳細はJAにお問い合わせください。

病歴がありましたが
加入でき、
医療費の不安が
なくなりました。



仕組図



掛金表

お申込みいただく共済掛金(一部抜粋) (2020年4月現在)

男性		加入年齢(歳)	女性	
月払い	年払い		月払い	年払い
3,427円	39,431円	20	3,502円	40,286円
3,677円	42,277円	25	3,677円	42,267円
3,927円	45,137円	30	3,828円	43,993円
4,202円	48,308円	35	4,018円	46,204円
4,547円	52,263円	40	4,288円	49,325円
4,987円	57,339円	45	4,668円	53,677円
5,532円	63,595円	50	5,128円	58,990円
6,217円	71,522円	55	5,713円	65,683円
7,098円	81,609円	60	6,454円	74,232円
8,158円	93,811円	65	7,384円	84,938円
9,423円	108,371円	70	8,535円	98,136円
10,904円	125,398円	75	9,916円	114,020円
12,665円	145,637円	80	11,583円	133,208円

- 左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

割りもどし金	割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、 割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。
返れい金	この共済には、解約時の返れい金はありません。

注意事項



ご確認ください。

- この共済は、健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけ、また、持病が悪化・再発した場合も保障の対象としているため、共済掛金は他の共済に比べ割増しされています。
- 健康な方で共済掛金の割増しのない共済をご希望の方は、医師の診査を受けることなどにより、他の共済にご加入いただける場合があります。
- 他に先進医療保障のある共済契約にご契約いただいている場合、重複して先進医療保障のある引受緩和型医療共済にご加入いただくことはできません。

- ※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
- ※2 お支払い対象となる入院の退院日の翌日以後200日以内にその入院と同一の原因または直接の関係がある原因で再入院された場合は、これらの入院を1回の入院とみなします。
- ※3 統合失調症、そううつ病、アルコール中毒による精神障害による入院については、通算支払限度日数は700日となります。また、被共済者が80歳となる日の属する共済年度の翌共済年度以降の通算支払限度日数は700日となります。

- ※4 責任(保障)開始前時に医師からすすめられていた場合を除きます。
- ※5 治療を目的とし、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および輸血料が算定される骨髄移植術を保障します(一部の手術を除きます)。
- ※6 同一の日に1回を限度とします。
- ※7 治療を目的とし、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるものを保障します。
- ※8 60日に1回を限度とします。
- ※9 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣

の定める評価療養および認定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。

※10 先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合は技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。